

⚠️ ご注意ください ⚠️

4月から介護保険課が 保健福祉センター内に移転します

市では、介護保険課業務と地域包括支援センターの介護保険事業を一体的に推進するため、介護保険課の執務場所を4月1日から保健福祉センター内に移転します。

介護認定の申請等及びその他介護保険に関わるお手続きの際には、お手数ですが保健福祉センターへお越し願います。

なお、移転後も転入・転出等に伴う介護保険の資格の届出については、引き続き、市役所1階市民課国保医療担当窓口にて手続きができます。

※保健福祉センター

〒407-0024 韮崎市本町3丁目6番3号
(韮崎市立病院北隣) ☎ 23-4313

■問い合わせ (3月31日まで)

介護保険課介護保険担当
(内線 112 ~ 114)



■問い合わせ
福祉課障がい福祉担当
(内線 182・183)

重度心身障害者医療費助成とは、障がいをお持ちの方に安心して暮らしていただくため、医療費の自己負担分を全額助成する制度です。
現在、重度心身障害者医療費助成金の受給者は、年齢に関係なく、自動還付方式により医療費が還付されていますが、4月1日より、中学卒業(15歳到達日以降最初の3月31日)までの方に限り、下表のとおり助成方法等が変更となり、窓口での医療費の支払が無料化されます。
なお、この制度変更に伴う新しい受給者証の取得について、改めて申請する必要はありません。対象の方には、3月下旬に新しい受給者証を送付します。

平成28年
4月1日から

15歳(中学卒業)までの
障がい児の医療費助成制度
窓口無料化へ

	平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
医療費助成方法	自動還付方式	窓口無料方式(県内受診のみ)
受給者証の色	黄色	ピンク色 (こども医療費助成受給者証と同色)
受給者証名称	重度心身障害者 医療助成受給者証	重度心身障害児 医療費助成受給者証
公費負担番号	83190074	81190074

※窓口無料方式…受給者証の提示により、医療機関等の窓口で医療費を払う必要がない方式です。
※自動還付方式…現行の方式。受給者証提示により、いったん医療費を負担することになりますが、2か月後の月末に指定口座に自動的に還付される方式です。